

平成 29 年第 1 回  
愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

# 議案書

愛知県後期高齢者医療広域連合



## 目 次

議案第 1 号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 2 号	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	7
議案第 3 号	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	11
議案第 4 号	平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2 号）	17
議案第 5 号	平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算（第2号）	25
議案第 6 号	平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	33
議案第 7 号	平成29年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 予算	53
議案第 8 号	第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定につい て	73



議案第1号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年2月8日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児及び介護の支援のための規定を整備するほか、児童福祉法の一部改正に伴う用語の整理その他所要の改正をするため、この条例を定めようとするものである。



愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年広域連合条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「第15条第3項」の次に「及び第15条の2第3項」を加える。

第8条第1項中「子のある」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある」に改め、同条第2項及び第3項中「前条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「子のある職員（」を「子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（」に、「以下「要介護者」」を「以下この条において「要介護者」」に、「前項中」を「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中に、「読み替える」を「、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営

に支障がある」と読み替える」に改める。

第11条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第15条第1項を次のように改める。

介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

第15条第2項中「前項に規定する者の各々について介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

#### （介護時間）

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、給与条例第25条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第16条（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 改正前の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日（以下この条において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

第3条 施行日から平成29年3月31日までの間は、第8条第1項及び第4項中「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。



議案第2号

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年2月8日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴い、育児休業等の対象となる子の追加その他所要の改正をするため、この条例を定めようとするものである。



愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例  
例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年広域連合条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第2項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が、第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法

第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第10条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第10条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中「平成19年広域連合条例第17号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加える。

第18条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「当該育児時間」を「当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第3号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年2月8日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

提案理由

被保険者均等割額の軽減基準及び保険料軽減措置の見直しのため、この条例を定めようとするものである。



愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例  
の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年  
広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第7条第1項」を「第7条第1項第1号」に改める。

第13条中「第15条から第16条まで」を「第15条又は第16条」に改める。

第15条第1項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同項第3号  
中「48万円」を「49万円」に改める。

第15条の2を削る。

第16条第1項中「第15条第1項第1号から第2号まで」を「前条第1項  
第1号から第2号まで」に改める。

附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

附則第4条から第13条までを削る。

附則第14条の見出し中「平成22年度以降の特定期間」を「平成28年度及  
び平成29年度」に改め、同条中「当分の間、平成22年度以降の特定期間」  
を「平成28年度及び平成29年度」に、「第15条から第16条まで」を「第  
15条又は第16条に規定する基準に従い」に、「第15条から第16条まで又  
は附則第15条若しくは附則第16条」を「平成28年度においては第15条若し  
くは第16条又は附則第4条から第6条までに規定する基準に従い、平成29  
年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条、第7条若しくは第  
8条に規定する基準に従い、」とし、「あっては、」とあるのは「あって  
は、それぞれ」に改め、同条を附則第3条とする。

附則第15条を削る。

附則第16条（見出しを含む。）中「平成22年度以降」を「平成28年度以  
降」に改め、同条を附則第4条とし、同条の次に次の6条を加える。

（平成28年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例）

第5条 平成28年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えた  
被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した  
所得割額から当該所得割額に10分の5を乗じて得た額を控除して得た額

とする。

- 2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第6条 平成28年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号までの規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号の規定のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者」と、「10分の5」とあるのは「10分の9」と読み替えるものとする。

(平成29年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第7条 平成29年度における基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に10分の2を乗じて得た額を控除して得た額とする。

- 2 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第8条 平成29年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「被保険者（前条第1項第1号から第2号までの規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第52条各号の規定のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは「被保険者（前条第1項第1号及び第1号の2の規定による減額がされない被保険者に限る。）」と、「10分の5」とあるのは「10分の7」と読み替えるものとする。

(平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第9条 平成30年度及び平成31年度における保険料の賦課総額の算定について第13条の規定を適用する場合においては、同条中「第15条又は第16条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成30年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条若しくは第10条に規定する基準に従い、平成31年度においては第15条若しくは第16条又は附則第4条に規定する基準に従い、」とし、「あっては、」とあるのは「あっては、それぞれ」と読み替えるものとする。

(平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第10条 平成30年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の減額について第16条の規定を適用する場合においては、同条第1項中「限る。」について、法第52条各号の規定のいずれかに該当するに至った日の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であった被保険者」とあるのは、「限る。」と読み替えるものとする。

附則別表を削る。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（第15条の規定を除く。）の規定は平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとし、改正後の条例第15条の規定は平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとする。



議案第4号

平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正  
予算（第2号）

平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,779千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,489,216千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

平成29年2月8日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		1,250,448	△26,219	1,224,229
	1 負担金	1,250,448	△26,219	1,224,229
2 国庫支出金		33,119	165,779	198,898
	1 国庫補助金	33,119	165,779	198,898
5 繰越金		39,837	26,219	66,056
	1 繰越金	39,837	26,219	66,056
歳 入 合 計		1,323,437	165,779	1,489,216

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		725,749	160,125	885,874
	1 総務管理費	725,476	160,125	885,601
3 民生費		592,711	5,654	598,365
	1 社会福祉費	592,711	5,654	598,365
歳 出 合 計		1,323,437	165,779	1,489,216

平成28年度

一般会計補正予算(第2号)説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金	1,250,448	△26,219	1,224,229
2 国庫支出金	33,119	165,779	198,898
5 繰越金	39,837	26,219	66,056
歳 入 合 計	1,323,437	165,779	1,489,216

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	725,749	160,125	885,874
3 民生費	592,711	5,654	598,365
歳 出 合 計	1,323,437	165,779	1,489,216

(単位:千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳		
特 定 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
160,125		
5,654		
165,779		

## 2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 市町村負担金	1,250,448	△26,219	1,224,229
計	1,250,448	△26,219	1,224,229

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

2 民生費補助金	32,895	165,779	198,674
計	33,119	165,779	198,898

(款) 5 線越金

(項) 1 線越金

1 線越金	39,837	26,219	66,056
計	39,837	26,219	66,056

## 3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理費	725,476	160,125	885,601	160,125				
計	725,476	160,125	885,601	160,125				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 老人福祉費	592,711	5,654	598,365	5,654			
計	592,711	5,654	598,365	5,654			

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費負担金	△26,219	事務費負担金 △26,219

1 老人福祉費補助金	165,779	後期高齢者医療制度事業費補助金 調整交付金	14,083 151,696

1 前年度繰越金	26,219	前年度繰越金	26,219

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	160,125	一般管理費

19 負担金、補助及び交付金	5,654	資格賦課管理費 給付管理費	1,118 4,536



議案第5号

平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療  
特別会計補正予算（第2号）

平成28年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,896,868千円を追  
加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ~~790,912,960~~千円とする。  
億

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに  
補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によ  
る。

平成29年2月8日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 繰越金		24,002,365	3,896,868	27,899,233
	1 繰越金	24,002,365	3,896,868	27,899,233
歳 入 合 計		787,016,092	3,896,868	790,912,960

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 予備費		5,792,198	3,896,868	9,689,066
	1 予備費	5,792,198	3,896,868	9,689,066
歳 出 合 計		787,016,092	3,896,868	790,912,960

平成28年度

後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
8 繰越金	24,002,365	3,896,868	27,899,233
歳入合計	787,016,092	3,896,868	790,912,960

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
7 予備費	5,792,198	3,896,868	9,689,066
歳出合計	787,016,092	3,896,868	790,912,960

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			3,896,868
			3,896,868

## 2 歳 入

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	24,002,365	3,896,868	27,899,233
計	24,002,365	3,896,868	27,899,233

## 3 歳 出

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	地方債	
1 予備費	5,792,198	3,896,868	9,689,066			3,896,868
計	5,792,198	3,896,868	9,689,066			3,896,868

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	3,896,868	前年度繰越金
		3,896,868

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
29 予備費	3,896,868	予備費
		3,896,868



議案第 6 号

平成 29 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成 29 年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,411,415 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は、10,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流用するものとする。

平成 29 年 2 月 8 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,333,490
	1 負担金	1,333,490
2 国庫支出金		47,912
	1 国庫補助金	47,912
3 寄附金		1
	1 寄附金	1
4 繰入金		1
	1 特別会計繰入金	1
5 繰越金		30,000
	1 繰越金	30,000
6 諸収入		11
	1 預金利子	10
	2 雜入	1
歳 入 合 計		1,411,415

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		4,024
	1 議会費	4,024
2 総務費		723,886
	1 総務管理費	723,613
	2 選挙費	62
	3 監査委員費	211
3 民生費		682,504
	1 社会福祉費	682,504
4 公債費		1
	1 公債費	1
5 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,411,415



平成 29 年度

一般会計予算説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位:千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	1,333,490	1,250,448	83,042
2 国庫支出金	47,912	33,119	14,793
3 寄附金	1	1	0
4 繰入金	1	1	0
5 繰越金	30,000	33,000	△3,000
6 諸収入	11	31	△20
歳入合計	1,411,415	1,316,600	94,815



歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 議会費	4,024	3,976	48
2 総務費	723,886	725,749	△1,863
3 民生費	682,504	585,874	96,630
4 公債費	1	1	0
5 予備費	1,000	1,000	0
歳 出 合 計	1,411,415	1,316,600	94,815

(単位：千円)

本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳		
特 定 財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他
		4,024
288		723,598
47,624		634,880
		1
		1,000
47,912		1,363,503

## 2 歳 入

(款) 1 分担金及び負担金

(項) 1 負担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市町村負担金	1,333,490	1,250,448	83,042
計	1,333,490	1,250,448	83,042

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫補助金

1 民生費補助金	47,912	32,895	15,017
(総務費補助金)	0	224	△224
計	47,912	33,119	14,793

(款) 3 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 4 繰入金

(項) 1 特別会計繰入金

1 特別会計繰入金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 5 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	30,000	33,000	△3,000
計	30,000	33,000	△3,000

(款) 6 諸収入

(項) 1 預金利子

1 預金利子	10	30	△20
計	10	30	△20

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費負担金	1,333,490	事務費負担金
		1,333,490

1 老人福祉費補助金	47,912	後期高齢者医療制度事業費補助金 調整交付金	27,843 20,069
		廃除科目	

1 一般寄附金	1	一般寄附金	1

1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	後期高齢者医療特別会計繰入金	1

1 前年度繰越金	30,000	前年度繰越金	30,000

1 預金利子	10	預金利子	10

(款) 6 諸収入

(項) 2 雜入

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
I 雜入	1	1	0
計	1	1	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 雜入	1	雜入
		1

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 議会費	4,024	3,976	48				4,024	
計	4,024	3,976	48				4,024	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	723,613	725,476	△1,863	288			723,325
計	723,613	725,476	△1,863	288			723,325

(款) 2 総務費

(項) 2 選挙費

1 選挙管理委員会費	62	62	0				62
計	62	62	0				62

(款) 2 総務費

(項) 3 監査委員費

1 監査委員費	211	211	0				211
---------	-----	-----	---	--	--	--	-----

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	1,740	議会事務費 4,024
9 旅費	228	
10 交際費	32	
11 需用費	72	
13 委託料	88	
14 使用料及び賃借料	1,864	

1 報酬	180	職員人件費 17,159
3 職員手当等	17,147	一般管理費 319,243
4 共済費	12	啓発費 8,309
8 報償費	168	電算システム維持管理費 378,902
9 旅費	1,361	
10 交際費	32	
11 需用費	2,567	
12 役務費	3,661	
13 委託料	251,824	
14 使用料及び賃借料	69,964	
15 工事請負費	200	
18 備品購入費	68	
19 負担金、補助及び交付金	376,429	

1 報酬	49	選挙管理委員会事務費 62
9 旅費	11	
11 需用費	1	
14 使用料及び賃借料	1	

1 報酬	161	監査委員事務費 211
9 旅費	46	
11 需用費	3	

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
(監査委員費)								
計	211	211	0				211	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 老人福祉費	682,504	585,874	96,630	47,624			634,880
計	682,504	585,874	96,630	47,624			634,880

(款) 4 公債費

(項) 1 公債費

1 利子	1	1	0				1
計	1	1	0				1

(款) 5 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	1,000	1,000	0				1,000
計	1,000	1,000	0				1,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 使用料及び賃借料	1	

1 報酬	65	老人福祉一般管理費	125,753
9 旅費	18	資格賦課管理費	2,902
11 需用費	788	給付管理費	550,807
12 役務費	212,758	後期高齢者医療特別会計繰出金	3,042
13 委託料	454,828		
19 負担金、補助及び交付金	11,005		
28 繰出金	3,042		

23 債還金、利子及び割引料	1	一時借入金利子	1

29 予備費	1,000	予備費	1,000

# 給与費明細書

## 1 特別職

区分	職員数 (人)	給与費						共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率(月分)	地城手当 (千円)	その他の手当 (千円)	計 (千円)			
本年度	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議員	34	1,740	—	—	—	—	1,740	—	1,740
	その他の特別職	10	455	—	—	—	—	455	—	455
	計	44	2,195	—	—	—	—	2,195	—	2,195
前年度	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議員	34	1,740	—	—	—	—	1,740	—	1,740
	その他の特別職	10	455	—	—	—	—	455	—	455
	計	44	2,195	—	—	—	—	2,195	—	2,195
比較	長等	—	—	—	—	—	—	—	—	
	議員	0	0	—	—	—	—	0	—	0
	その他の特別職	0	0	—	—	—	—	0	—	0
	計	0	0	—	—	—	—	0	—	0

職名	本年度(A)			前年度(B)			(A)-(B)比較
	予算額	積算内訳	予算額	積算内訳	予算額	積算内訳	
報酬の積算内訳	議長	千円 日額 $15 \times 1 \times 5 = 75$	千円 人回 千円 日額 $15 \times 1 \times 5 = 75$	千円 日額 $15 \times 1 \times 5 = 75$	千円 人回 千円 日額 $15 \times 1 \times 5 = 75$	千円 人回 千円 日額 $15 \times 1 \times 5 = 75$	千円 0
	議員副議長	1,740 日額 $13 \times 1 \times 5 = 65$	1,740 千円 人回 千円 日額 $13 \times 1 \times 5 = 65$	1,740 千円 人回 千円 日額 $13 \times 1 \times 5 = 65$	1,740 千円 人回 千円 日額 $13 \times 1 \times 5 = 65$	1,740 千円 人回 千円 日額 $13 \times 1 \times 5 = 65$	
	議員	日額 $10 \times 32 \times 5 = 1,600$	1,600 千円 人回 千円 日額 $10 \times 32 \times 5 = 1,600$	1,600 千円 人回 千円 日額 $10 \times 32 \times 5 = 1,600$	1,600 千円 人回 千円 日額 $10 \times 32 \times 5 = 1,600$	1,600 千円 人回 千円 日額 $10 \times 32 \times 5 = 1,600$	
監査委員	情報公開・個人情報保護審査会委員	180 日額 $15 \times 3 \times 4 = 180$	180 千円 人回 千円 日額 $15 \times 3 \times 4 = 180$	180 千円 人回 千円 日額 $15 \times 3 \times 4 = 180$	180 千円 人回 千円 日額 $15 \times 3 \times 4 = 180$	180 千円 人回 千円 日額 $15 \times 3 \times 4 = 180$	0
	選挙管理委員	49 日額 $7 \times 3 \times 1 = 21$	49 千円 人回 千円 日額 $7 \times 3 \times 1 = 21$	49 千円 人回 千円 日額 $7 \times 3 \times 1 = 21$	49 千円 人回 千円 日額 $7 \times 3 \times 1 = 21$	49 千円 人回 千円 日額 $7 \times 3 \times 1 = 21$	
	監査委員	161 日額 $7 \times 1 \times 15 = 105$	161 千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 15 = 105$	161 千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 15 = 105$	161 千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 15 = 105$	161 千円 人回 千円 日額 $7 \times 1 \times 15 = 105$	
移送費審査嘱託医	65 日額 $10.7 \times 1 \times 6 = 64.2$	65 千円 人回 千円 日額 $10.7 \times 1 \times 6 = 64.2$	65 千円 人回 千円 日額 $10.7 \times 1 \times 6 = 64.2$	65 千円 人回 千円 日額 $10.7 \times 1 \times 6 = 64.2$	65 千円 人回 千円 日額 $10.7 \times 1 \times 6 = 64.2$	65 千円 人回 千円 日額 $10.7 \times 1 \times 6 = 64.2$	0
	計	2,195		2,195		2,195	

## 2 一般職

### (1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当等 (千円)	計 (千円)			
本年度	—	—	—	17,147	17,147	12	17,159	
前年度	—	—	—	17,430	17,430	17	17,447	
比較	—	—	—	△283	△283	△5	△288	

※「職員数」は、予算定数が派遣元で計上されているため、ここでは計上しない。

職員手当等の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	管理職特別勤務手当 (千円)
	本年度	13,976	2,870	259	42
	前年度	14,468	2,870	50	42
	比較	△492	0	209	0

### (2) 職員手当等の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当等	△283	制度改正に伴う増減分 その他の増減分	△283 時間外勤務手当の増減分 △492千円 休日勤務手当の増減分 209千円	



議案第 7 号

平成 29 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療  
特別会計予算

平成 29 年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 嶸入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 807,890,112 千円と  
定める。

2 嶸入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表  
歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高  
額は、18,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各  
項の経費の金額に過不足を生じた場合には、同一款内で各項相互に流  
用するものとする。

平成 29 年 2 月 8 日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

第1表 岁入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市町村支出金		153,135,775
	1 市町村負担金	153,135,775
2 国庫支出金		245,439,883
	1 国庫負担金	190,350,154
	2 国庫補助金	55,089,729
3 県支出金		65,415,962
	1 県負担金	65,415,962
4 支払基金交付金		337,034,162
	1 支払基金交付金	337,034,162
5 特別高額医療費共同事業交付金		251,764
	1 特別高額医療費共同事業交付金	251,764
6 寄附金		1
	1 寄附金	1
7 繰入金		3,042
	1 一般会計繰入金	3,042
8 繰越金		5,792,199
	1 繰越金	5,792,199
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸収入		817,323
	1 延滞金及び過料	2
	2 預金利子	4,990

(単位：千円)

款	項	金額
	3 雜入	812,331
歳 入 合	計	807,890,112

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険給付費		804,431,442
	1 療養諸費	764,449,334
	2 高額療養諸費	37,395,508
	3 その他医療給付費	2,586,600
2 県財政安定化基金拠出金		30,330
	1 県財政安定化基金拠出金	30,330
3 特別高額医療費共同事業拠出金		252,196
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	252,196
4 保健事業費		3,042,121
	1 健康保持増進事業費	3,042,121
5 公債費		21,410
	1 公債費	21,410
6 諸支出金		112,612
	1 償還金及び還付加算金等	112,611
	2 繼出金	1
7 予備費		1
	1 予備費	1
歳 出 合 計		807,890,112

平成 29 年度

後期高齢者医療特別会計予算説明書

愛知県後期高齢者医療広域連合

歳入歳出予算事項別明細書

1 総 括

歳 入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市町村支出金	153,135,775	144,643,156	8,492,619
2 国庫支出金	245,439,883	233,806,640	11,633,243
3 県支出金	65,415,962	61,884,395	3,531,567
4 支払基金交付金	337,034,162	320,970,259	16,063,903
5 特別高額医療費共同事業交付金	251,764	213,522	38,242
6 寄附金	1	1	0
7 繰入金	3,042	2,852	190
8 繰越金	5,792,199	10,000,000	△4,207,801
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10 諸収入	817,323	827,560	△10,237
歳 入 合 計	807,890,112	772,348,386	35,541,726



歳 出

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 保険給付費	804, 431, 442	763, 396, 773	41, 034, 669
2 県財政安定化基金拠出金	30, 330	30, 330	0
3 特別高額医療費共同事業拠出金	252, 196	213, 954	38, 242
4 保健事業費	3, 042, 121	2, 800, 329	241, 792
5 公債費	21, 410	20, 380	1, 030
6 諸支出金	112, 612	94, 422	18, 190
7 予備費	1	5, 792, 198	△5, 792, 197
歳 出 合 計	807, 890, 112	772, 348, 386	35, 541, 726

(単位：千円)

本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源		一 般 財 源	
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
306, 613, 953		400, 313, 589	97, 503, 900
			30, 330
55, 388		196, 808	
682, 704			2, 359, 417
			21, 410
		2, 610	110, 002
			1
307, 352, 045		400, 513, 007	100, 025, 060

## 2 歳 入

(款) 1 市町村支出金

(項) 1 市町村負担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 保険料等負担金	90,668,678	85,558,045	5,110,633
2 療養給付費負担金	62,467,097	59,085,111	3,381,986
計	153,135,775	144,643,156	8,492,619

(款) 2 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 療養給付費負担金	187,401,289	177,255,333	10,145,956
2 高額医療費負担金	2,948,865	2,799,284	149,581
計	190,350,154	180,054,617	10,295,537

(款) 2 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 調整交付金	50,872,801	48,540,216	2,332,585
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	713,128	656,068	57,060
4 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	3,503,800	4,555,739	△1,051,939
計	55,089,729	53,752,023	1,337,706

(款) 3 県支出金

(項) 1 県負担金

1 療養給付費負担金	62,467,097	59,085,111	3,381,986
2 高額医療費負担金	2,948,865	2,799,284	149,581

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保険料等負担金	90,668,678	保険料等負担金
1 現年度分	62,467,096	療養給付費負担金現年度分
2 過年度分	1	療養給付費負担金過年度分
		1

1 現年度分	187,401,288	療養給付費負担金現年度分	187,401,288
2 過年度分	1	療養給付費負担金過年度分	1
1 高額医療費負担金	2,948,865	高額医療費負担金	2,948,865

1 調整交付金	50,872,801	調整交付金	50,872,801
1 後期高齢者医療制度事業費補助金	713,128	健康診査事業費補助金 特別高額医療費共同事業費補助金	657,740 55,388
1 低所得者軽減措置交付金	3,086,019	低所得者軽減措置交付金	3,086,019
2 被扶養者軽減措置交付金	417,781	被扶養者軽減措置交付金	417,781

1 現年度分	62,467,096	療養給付費負担金現年度分	62,467,096
2 過年度分	1	療養給付費負担金過年度分	1
1 高額医療費負担金	2,948,865	高額医療費負担金	2,948,865

(款) 3 県支出金

(項) 1 県負担金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
計	65,415,962	61,884,395	3,531,567

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

1 後期高齢者交付金	337,034,162	320,970,259	16,063,903
計	337,034,162	320,970,259	16,063,903

(款) 5 特別高額医療費共同事業交付金

(項) 1 特別高額医療費共同事業交付金

1 特別高額医療費共同事業交付金	251,764	213,522	38,242
計	251,764	213,522	38,242

(款) 6 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	3,042	2,852	190
計	3,042	2,852	190

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	5,792,199	10,000,000	△4,207,801
計	5,792,199	10,000,000	△4,207,801

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

1 現年度分	337,034,161	後期高齢者交付金現年度分	337,034,161
2 過年度分	1	後期高齢者交付金過年度分	1

1 特別高額医療費共同事業交付金	251,764	特別高額医療費共同事業交付金	251,764

1 一般寄附金	1	一般寄附金	1

1 事務費繰入金	3,042	事務費繰入金	3,042

1 前年度繰越金	5,792,199	前年度繰越金	5,792,199

(款) 9 県財政安定化基金借入金

(項) 1 県財政安定化基金借入金

目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 10 諸収入

(項) 1 延滞金及び過料

1 延滞金	1	1	0
2 過料	1	1	0
計	2	2	0

(款) 10 諸収入

(項) 2 預金利子

1 預金利子	4,990	15,227	△10,237
計	4,990	15,227	△10,237

(款) 10 諸収入

(項) 3 雜入

1 第三者納付金	802,330	802,330	0
2 返納金	10,000	10,000	0
3 雜入	1	1	0
計	812,331	812,331	0

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 県財政安定化基金 借入金	1	県財政安定化基金借入金	1

1 延滞金	1	延滞金	1
1 過料	1	過料	1

1 預金利子	4,990	預金利子	4,990

1 第三者納付金	802,330	第三者納付金	802,330
1 返納金	10,000	返納金	10,000
1 雜入	1	雜入	1

### 3 歳 出

(款) 1 保険給付費

(項) 1 療養諸費

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 療養給付費	756,096,655	718,680,600	37,416,055	289,923,070		378,139,764	88,033,821	
2 訪問看護療養費	7,036,769	6,056,209	980,560	2,643,340		3,511,675	881,754	
3 特別療養費	1	1	0			1		
4 移送費	100	100	0	37		50	13	
5 審査支払手数料	1,315,809	1,229,580	86,229				1,315,809	
計	764,449,334	725,966,490	38,482,844	292,566,447		381,651,490	90,231,397	

(款) 1 保険給付費

(項) 2 高額療養諸費

1 高額療養費	36,501,728	34,155,683	2,346,045	13,711,760		18,216,062	4,573,906
2 高額介護合算療養費	893,780	791,800	101,980	335,746		446,037	111,997
計	37,395,508	34,947,483	2,448,025	14,047,506		18,662,099	4,685,903

(款) 1 保険給付費

(項) 3 その他医療給付費

1 葯祭費	2,586,600	2,482,800	103,800				2,586,600
計	2,586,600	2,482,800	103,800				2,586,600

(款) 2 県財政安定化基金拠出金

(項) 1 県財政安定化基金拠出金

1 県財政安定化基金拠出金	30,330	30,330	0				30,330
計	30,330	30,330	0				30,330

(款) 3 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1 特別高額医療費共同事業拠出金

1 特別高額医療費共同事業拠出金	251,764	213,522	38,242	55,388		196,376	
2 特別高額医療費共同事業事務費拠出金	432	432	0			432	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	756,096,655	療養給付費 756,096,655
19 負担金、補助及び交付金	7,036,769	訪問看護療養費 7,036,769
19 負担金、補助及び交付金	1	特別療養費 1
19 負担金、補助及び交付金	100	移送費 100
13 委託料	1,315,809	審査支払業務委託料 1,315,809

19 負担金、補助及び交付金	36,501,728	高額療養費 36,501,728
19 負担金、補助及び交付金	893,780	高額介護合算療養費 893,780

19 負担金、補助及び交付金	2,586,600	葬祭費 2,586,600

19 負担金、補助及び交付金	30,330	県財政安定化基金拠出金 30,330

19 負担金、補助及び交付金	251,764	特別高額医療費共同事業拠出金 251,764
19 負担金、補助及び交付金	432	特別高額医療費共同事業事務費拠出金 432

(款) 3 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			一般財源	
				特 定 財 源				
				国県支出金	地方債	その他		
計	252,196	213,954	38,242	55,388		196,808		

(款) 4 保健事業費

(項) 1 健康保持増進事業費

1 健康診査費	3,042,121	2,800,329	241,792	682,704			2,359,417
計	3,042,121	2,800,329	241,792	682,704			2,359,417

(款) 5 公債費

(項) 1 公債費

1 利子	21,410	20,380	1,030				21,410
計	21,410	20,380	1,030				21,410

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金等

1 保険料還付 金	110,000	92,000	18,000				110,000
2 償還金	1	1	0				1
3 還付加算金	2,610	2,420	190			2,610	
計	112,611	94,421	18,190			2,610	110,001

(款) 6 諸支出金

(項) 2 繰出金

1 一般会計繰 出金	1	1	0				1
計	1	1	0				1

(款) 7 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	1	5,792,198	△5,792,197				1
計	1	5,792,198	△5,792,197				1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

13 委託料	3,042,121	健康診査事業	3,042,121

23 債還金、利子及び割引料	21,410	一時借入金利子	21,410

23 債還金、利子及び割引料	110,000	保険料還付金	110,000
23 債還金、利子及び割引料	1	償還金	1
23 債還金、利子及び割引料	2,610	還付加算金	2,610

28 繰出金	1	一般会計繰出金	1

29 予備費	1	予備費	1



議案第8号

第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定により、第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年2月8日提出

愛知県後期高齢者医療広域連合長 中野正康

提案理由

第2次広域計画の計画期間が満了するため、第3次広域計画を策定するものである。



## 第3次愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画

### 第1 広域計画の趣旨

愛知県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7に基づき、後期高齢者医療制度を総合的かつ計画的に運営するため、愛知県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と広域連合を組織する愛知県内のすべての市町村（以下「構成市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事務について、それぞれの役割を定めるものである。

第3次広域計画は、第1次及び第2次の広域計画の実施結果を踏まえ、広域連合と構成市町村が引き続き連携して後期高齢者医療制度を安定的かつ円滑に実施するために、新たに事務運営の基本方針を加えて策定するものである。

### 第2 広域計画の項目

広域計画は、愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）第5条（広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- 1 後期高齢者医療制度の実施に関する事務について広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。
- 2 広域計画の期間及び改定に関すること。

### 第3 現状と課題

愛知県の後期高齢者医療の被保険者数は、後期高齢者医療制度の発足当初の平成20年4月末は61万4,014人であったが、平成28年3月末では84万979人（平成28年12月末で86万8,125人）と年々増え続けている。

医療費については、平成20年度は4,880億7,985万7,705円（被保険者一人当たり78万2,402円）であったが、平成27年度は7,887億6,412万4,056円（被保険者一人当たり96万9円）と増加している。

保険料率は、平成 20 年度及び平成 21 年度は所得割率 7.43% 及び均等割額 4 万 175 円であったが、平成 28 年度及び平成 29 年度は所得割率 9.54% 及び均等割額 4 万 6,984 円となっている。

一方、国においては、後期高齢者医療制度を含む社会保障分野について、平成 25 年度に持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）が成立し、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を目指した国の社会保障制度改革が進められている。

この他、平成 27 年度には社会保障・税番号制度の導入により個人番号の利用が開始されたところである。

このように被保険者数、医療費及び保険料率が増加している状況においては、被保険者資格の適正な管理、適切な保険料の設定・賦課徴収及び適切な医療給付の実施に引き続き努めつつ、医療費の増加抑制のため、保健事業及び医療費適正化等推進事業を効果的に実施することにより、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図ることが求められる。

また、社会保障制度その他の関係制度の動向について、引き続き注視し、実効性のある広報広聴活動に努めるなど、適切に対応していく必要がある。

さらに、個人情報の取扱いについても、より厳格な管理が求められる。

#### 第 4 基本方針

広域連合及び構成市町村は、相互に連携して、より一層の事務の適正かつ円滑な執行及び健全な財政運営を目指し、次に掲げる方針に従って後期高齢者医療制度の運営を行う。

##### 1 資格の適正な管理

被保険者の資格について、異動状況を確実に把握し、被保険者証の交付等を行う。

##### 2 適切な保険料の設定・賦課徴収

適切な保険料率を設定し、計画的な賦課徴収により保険料の確保に努める。

### 3 適切な医療給付の実施

被保険者が適切な医療給付を受けられるよう、正確かつ迅速な審査等に努める。

### 4 保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進のため、被保険者や地域の特性を踏まえた効果的な保健事業の推進に努める。

### 5 医療費の適正化

将来にわたり安心して医療給付を受けられる医療保険制度の堅持と被保険者の適正受診の推進を図るため、医療費適正化等推進事業の実施に努める。

### 6 広報広聴活動の充実

被保険者等の意見を的確に把握し、被保険者等の後期高齢者医療制度への理解及び必要な情報の収集に資するよう、実効性のある広報広聴活動に努める。

### 7 個人情報の適正な管理及び利用

個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人情報の厳格な管理及び適正な利用を行う。

## 第5 広域連合及び構成市町村が行う事務

広域連合及び構成市町村は、後期高齢者医療制度の実施に当たり、別表に掲げる事務を連携して行う。

## 第6 広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とする。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、隨時改定を行うものとする。

別表（第5関係）

区分	広域連合が行う事務	構成市町村が行う事務
1 資格の管理に関する事務	資格の取得・喪失の確認並びに障害認定等を行い、被保険者証等の交付決定をするとともに、交付状況を管理する。 被保険者の資格情報を管理する。	資格に関する申請及び届出等の受付を行い、広域連合へ送付する。 被保険者証等の引渡し及び返還の受付等を行う。
2 保険料の確保に関する事務	所得情報や医療給付の状況等に基づき保険料率の決定を行い、保険料の賦課、減免等を行う。	保険料の賦課決定に要する所得情報を広域連合に提供する。 保険料に関する申請の受付等を行い、広域連合へ送付する。 保険料の徴収及び滞納整理を行い、広域連合へ納付する。
3 医療給付に関する事務	療養の給付、高額療養費、葬祭費等の医療給付の審査・支給を行い、支給実績の管理等を行う。	医療給付に係る申請及び届出の受付等を行い、広域連合へ送付する。
4 保健事業に関する事務	健康診査事業等の必要な事業を行う。	
5 医療費の適正化に関する事務	後発医薬品の利用促進、重複・頻回受診者への訪問指導事業等の必要な事業を行う。	
6 広報広聴活動に関する事務	後期高齢者医療制度に関するパンフレットの作成・配布等の必要な活動を行う。	
7 個人情報の管理及び利用に関する事務	情報セキュリティ対策等の必要な措置を講じ、個人情報の管理及び利用を行う。	



